

## 一般社団法人輝水会 経営委員会規程

### 第1条（目的）

経営委員会規程（以下、「本規程」という。）は、一般社団法人輝水会（以下、「この法人」という。）が直面する、又は将来直面する可能性のある経営諸問題、コンプライアンス及びガバナンス上の問題を監視・助言し、もってこの法人の事業活動の公正かつ適正な運営に資するために定め、組織、コンプライアンス及び自律的経営を促すことを目的とする。

### 第2条（経営委員会）

この法人は、経営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 本規程に定めている以外の事項については、法令、定款及び理事会の定めるところによる。

### 第3条（経営委員会の職責）

委員会は、理事会の諮問機関として、公正かつ中立的な第三者による経営監視体制を強化するために、複数の社員、外部の有識者、専門家等から構成され、独立した見地より適正性・適法性を旨として、経営の重要な問題について監視、助言の職責を負う。

### 第4条（経営委員）

委員会の委員（以下、「委員」という。）は、前条に従い、独立して経営諸問題に関する監視業務を行う。

2 委員は、その職務上知り得たあらゆる情報について厳格な守秘義務を負う。

3 委員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用の支払いを受けることができる。

### 第5条（選任）

委員は、理事会が選任する。

### 第6条（解任）

委員に背信行為、その他委嘱を継続しがたい特別な事由があると認められたときは、理事会の決議をもって解任することができる。

### 第7条（組織）

経営委員会は委員長（以下、「委員長」という。）及び委員をもって組織する。

2 委員会は、計3名以上の委員で構成されることを原則とする。

3 委員の資格要件は、現理事並びに監事は兼務できない。

4 委員長は、委員の中から委員の互選により選定する。

6 委員長は、委員会の会務を総理する。

7 委員長に事故ある場合に委員長の職務を代行する者は、委員長が委員会の同意を得て委員の中から指名することができる。

5 監事は、委員会に出席し意見を述べる権利を有する。

#### 第8条（経営監視事項）

委員会は、次の事項について経営監視の責務を果たす。

- (1) 法人経営の基本原則の遵守に関わる組織、体制、制度等らについての改善提言等
- (2) 法人経営に関する重要な課題について問題点・課題等
- (3) 自己統治（自律的ガバナンス）の強化に関わる組織、体制、制度等
- (4) コンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する行動指針等の策定・運用等
- (5) 重要な理事会付議事項についての問題点等
- (6) コンプライアンス違反が発生した場合、監事に協力して理事会への実態調査、分析及び対応策並びに再発防止策の確認
- (7) 上記の経営監視事項の対象は、この法人とする

#### 第9条（各委員の権限）

前条の定める所管事項の遂行のため各委員は以下の権限を有する。

- (1) この法人の理事または職員に質問し、報告を求めること
- (2) この法人の理事または職員に対し、その保管する資料の回覧及び謄写を求めること
- (3) この法人の理事会及び監事または職員に対する委員会意見の表明
- (4) その他前条の所管事項の遂行のため必要な行為

#### 第10条（理事会の責務）

理事会は委員会に対して、必要にして十分なる情報を速やかに伝達するとともに、委員会との連携を図らなければならない。

#### 第11条（招集）

委員会は、委員長がこれを招集する。委員長に事故があるときは、委員会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の委員が招集する。

2 委員会招集の通知は、会日の7日前までに各委員に対して発するものとする。

3 前項にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで委員会を開催

することができる。

#### 第12条（開催場所）

委員会は、この法人の主たる事業所において開催する。ただし、必要に応じ、他の場所においても開催することができる。

#### 第13条（委員会開催）

委員会は、年1回以上の定例開催に加え、必要に応じて随時開催する。

#### 第14条（決議）

委員会の議事は、総委員の過半数が出席し、出席した議決に加わることができる委員の過半数をもって決する。

2委員会の議決に関して特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

#### 第15条（委員以外の者の出席）

委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その報告もしくは意見を徴し、または資料の提供及び説明を要請することができる。

#### 第16条（議事録）

委員会の議事について、委員会は議事録を作成し、出席した委員がこれに記名捺印して、主たる事業所に備え置く。

#### 第17条（改廃）

本規程の改廃は、委員会が提案し、理事会の決議により決定する。

以上